

林野火災警報 発令中

現在、林野火災の予防を目的として**警報**が発令されています！

高知市内において、屋外での**火の使用の制限**をかけています。

下記の行為について、実施しないようにしなければなりません。（罰則のある義務）

- ・ 山林、原野等において火入れをしないこと。
- ・ 煙火（花火）を消費しないこと。
- ・ 火遊び・たき火をしないこと。
- ・ 引火性、爆発性等の物品の近くで喫煙をしないこと。
- ・ 山林、原野等の場所で喫煙をしないこと。
- ・ 残火（たばこの吸い殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。